

被留置者等給食単価契約に係るコンペ審査項目

NO.	審査項目	提出書類等
1	地方自治法施行令第167条の4第1項に規定する者でないか。	(1) 登記事項証明書(法人のみ) (2) 成年後見登記事項証明書(個人のみ) (3) 身分証明書(個人のみ)
2	財務基盤の状況はどうか。	(1) 直近1事業年度の決算における貸借対照表及び損益計算書(法人のみ) (2) 直近の所得税確定申告書の写し(個人のみ)
3	納税の状況はどうか。	(1) 消費税及び地方消費税について未納税額がないことの証明書 (2) 主たる事業所等の所在地の都道府県税について未納税額がないことの証明書 (3) 個人住民税について未納がないことの証明書(個人のみ)
4	営業上の許認可を有しているか。	食品衛生法第52条第1項に規定する許可証の写し
5	栄養士又は管理栄養士がいるか。	在籍する栄養士又は管理栄養士の名簿及び資格証明書写し
6	調理・配達の拠点から各留置施設への配達計画は適切か。	調理・配達の拠点から各留置施設への配達経路, 所要時間等を示した配達計画資料
7	給食業務の適格な遂行に必要な体制が整備されているか。	給食業務の予定遂行体制表 (給食調理から施設配達までの人員体制等)
8	昼間時間帯以外及び休日を含む連絡体制が確立されているか。	連絡体制表
9	官公庁との契約実績があるか。	過去2か年間における国又は地方公共団体との契約書等の写し
10	仕様を満たす被留置者等給食が提供可能か。	朝食・昼食・夕食各1食及び献立表を提出する。 仕様を満たしているか審査を行い, 併せて栄養評価を行う。 給食・献立表提出日時については, 事前に打ち合わせること。

※ 提出書類として列挙したもの以外でも, 審査項目について判明するものであれば差し支えない。